

綱紀保持共助規則

(昭和二十五年十一月十八日規則第十二号)

改正 平成二六年一月二日

令和 三年 六月一日

第一条 日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）及び各弁護士会は、弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の綱紀保持につき相互に協力しなければならない。

第二条 連合会及び弁護士会は、所属する弁護士、弁護士法人若しくは共同法人につき綱紀保持のため必要があるとき又は綱紀委員会より請求あるときは、特定事項の調査を他の弁護士会に委嘱することができる。

2 前項の委嘱を受けた弁護士会は、すみやかに、調査をとげ、その結果を囑託した弁護士会に報告しなければならない。

第三条 弁護士会は、弁護士の入会申込を受けた場合において、申込者が嘗て弁護士若しくは常時勤務を要する公務員であつた者であるとき又は所属弁護士会を変更しようとするものであるときは、入会の許否につき綱紀上又

- 1 -

は参考となるべき事項の調査を他の弁護士会に委嘱することができる。

2 前項の場合においては、受託弁護士会は遅滞なく調査をとげ、その結果を囑託した弁護士会に報告しなければならない。

第四条 本規則による調査に要する費用は、委嘱を受けた弁護士会の負担とする。ただし、特別の事情により受託弁護士会において予期せざる費用を要すると認めるときは、委嘱した弁護士会に対し、その予納を求め又は立替金の返還を求めることができる。

第五条 委嘱をした弁護士会は、第二条又は第三条による委嘱事項につき処分をしたときは、遅滞なく受託弁護士会にその旨を通知することを要する。

附 則

この規則は、昭和二十五年十一月十八日から施行する。

附 則 (平成二六年一月二日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、第二条、第三条、第四条、第五条改正)抄

- 2 -

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行）

附 則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 第一条、第二条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一四号で令和四年一月一日から施行）